

第2次新城市財政健全化推進本部会議（第4回）

会議録

平成30年9月28日（金）

午後1時30分～午後2時40分

政策会議室

1 あいさつ

《市長》

第2次財政健全化推進本部として発足し、4回目です。今日はプランを策定までこぎつけてもらいましたので、それを中心として議論します。

第1次財政健全化推進本部と大きく様相を異にする中で、今後の持続可能な自治体経営並びに人口減少時代にどのような自治体運営を目指すのかという問いをはらんだ上で、なおかつ当面のリスク要因を分析しながら、今回の財政健全化推進本部活動をしてまいりました。各プロジェクトチームや分科会などは精力的にまじめに取り組んでくれたと思います。その成果として健全化推進プランを協議し、その実行方針について今後さらに詰めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

2 議題

(1) 新城市財政健全化推進プラン（案）について

【資料に基づき事務局から説明】 1～6ページ

昨年5月30日に第2次新城市財政健全化推進本部を設置して以来、歳入確保、歳出見直し、公共施設等管理適正化の3つの部会を中心に財政健全化に向けた様々な取組を検討してきたわけですが、このプランはその最終報告を兼ねる形で取りまとめたものです。また、副題に“～第2次新城市総合計画に邁進できる財政基盤の構築に向けて～”とありますように、このプランは、平成31年度からスタートする『第2次新城市総合計画』による新たなまちづくりを推進する上で必要となる財政基盤を構築するための取組として示したものです。

では、まず1ページを御覧ください。

「はじめに」のところには、日本全体が人口減少や少子高齢化など社会・経済構造の大きな転換期を迎えている中で、新城市においては、これから歳入の確保が一段と厳しさを増す一方で、大型事業の実施や老朽化が進む公共施設の維持管理のために多額の経費が必要となる見込みであるということが記載してあります。すなわち、これが「第2次新城市財政健全化推進本部」を設置した大きな理由でもあり、そこでの検討結果を最終報告と兼ねる形で作成したものが『新城市財政健全化推進プラン』ということになります。

次に、「1 本市を取り巻くリスク要因」のところには、前回の本部会議でも触れましたが、新城市が財政健全化を推進していく上で危惧される3つのリスク要因を示してあります。

1つ目は、本格的な人口減少、特に生産年齢人口の減少からくる税収減です。

もともと自主財源の乏しい本市にとって、税収減は財政運営の根幹を揺るがす極めて大きなリスクですので、これを最小限に食い止める方策を考えていかなければならないということです。

2つ目は、次の2ページにあります合併算定替の終了に伴う地方交付税の段階的縮減です。

平成32年度末で合併算定替の取扱いが終了し、平成33年度からは一本算定となるため、市税に次いで大きな財源である地方交付税が段階的に減少していく見込みです。それと同時に、市税も含め一般財源の規模が縮小する見込みですので、これまでと同じように様々な事業展開をしていくことが困難になる可能性があるということです。

3つ目は、公共施設の維持管理に係る財政負担の増大です。

新城市には、昭和50年代から平成初頭にかけて整備した公共施設が数多く存在しており、これらの施設は近い将来一斉に更新時期を迎えることとなります。また、施設の老朽化に伴って、維持管理に係る経費もますます増加するため、財政的に大きな負担となることが予想されるということです。

続いて、次の3ページを御覧ください。

「2 プランの骨格」のところには、推進体制、推進期間、プランの体系及び財政効果目標額が記載してあります。

(1) 推進体制については、個々の取組自体はそれぞれの担当部署を決めて行うこととなりますが、全体の進捗管理は、新城市庁内会議設置規程にある「財務会計検討会議」で財政課が事務局となって進捗管理をしていくこととしています。

(2) 推進期間については、現在策定中の『第2次新城市総合計画』の前期計画と合わせて、平成31年度から平成34年度までの4年間としています。

(3) プランの体系及び財政効果目標額については、次の4ページにかけて記載してあります表のとおり、歳入確保、歳出見直し、公共施設等管理適正化の大区分ごとに、それぞれ検討項目、目標達成に向けた具体的な取組内容、推進期間における財政効果目標額が記載してあります。これについては、7ページから12ページにかけて「3 プランの具体的な取組内容」として記載してありますので、後ほど各部会長から説明をしていただく予定です。

続いて、次の5ページを御覧ください。

(4) 取り組みのチェック指標ということで、財政健全化の取組を進めていく中でのチェック指標を3つ掲げてあります。

1つ目は、経常収支比率です。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標の一つで、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税などの経常的収入がどの程度充当されているのかを示すものです。

平成29年度の決算統計では89.7%でしたが、財政構造をこれ以上硬直化させずに投資的経費へ財源を振り向けることができるよう、今後とも90%以下を堅持することを目標に掲げています。

2つ目は、将来負担比率です。

将来負担比率は、市債残高をはじめ一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負担額の標準財政規模に対する比率を示すものです。

平成29年度の将来負担比率は33.2%でしたが、これからは大型事業の実施に伴う市債残高の増加が見込まれる一方で、標準財政規模は減少傾向にあるため、数値が若干上昇することも予想されます。ただ、そうした状況にあっても、このプランの推進により市町村合併後で将来負担比率が最も低かった平成27年度の25.1%以下にすることを目標に掲げています。

3つ目は、次の6ページにあります各種基金の現在高です。

財政調整基金については、今後取り崩しの機会が増えて残高が減少していくことが予想されますが、決算剰余金が出た場合などは可能な限り積立を行い、基金本来の目的である災害発生時の緊急対応や財政運営の年度間調整機能を果たせるようにしたいと考えています。なお、長期的には、基金残高を標準財政規模の20%程度に維持していくことを目標として掲げています。

減債基金については、基本的には利子積立のみとし、市債の繰上償還が発生した場合や償還金額が大幅に増加する年度が生じた場合などには、必要最小限の額を取り崩すこととします。

その他特定目的基金については、それぞれ基金目的に沿った適切な運用を続けていくこととします。

引き続き、各部会長から7ページから12ページにかけて記載してあります「3 プランの具体的な取組内容」について説明をしていただきます。

【資料に基づき歳入部会長から説明】 7～9ページ

- | | | | | | |
|---|--------------|---|-------------|---|-----------|
| ア | ふるさと納税増収 | イ | 広告事業検討 | ウ | 新たな資金調達検討 |
| エ | 徴収率向上 | オ | 公共施設使用料等適正化 | カ | 市有地・分譲地売却 |
| キ | 学校・こども園の跡地利用 | ク | 空き地活用 | ケ | ごみの有料化 |

【資料に基づき歳出部会長から説明】 10～12ページ

- ア 事務のペーパーレス化促進
- イ 窓口業務等アウトソーシング
- ウ 施設管理経費削減
- エ 用品調達経費削減
- オ 総人件費の削減
- カ 補助金の見直し
- キ 扶助費の見直し（就学援助を含む。）
- ク 給食の提供方法
- ケ 地域自治区予算の見直し

【資料に基づき公共施設等管理適正化部会長から説明】 12ページ

- P I 推進 公共施設配置基準作成 施設調査

《副市長》

歳入確保の広告事業検討において、新庁舎における壁面広告の実施というのがありますが、同時に公共施設の中に広く市民や事業者がその活動や事業を周知したり利用してもらうためのスペース貸し展示、物販を含めた貸出しと使用料の徴収も今後考えられたらいいと思います。

《事務局》

それらは新庁舎の情報カフェのスペースでできると考えています。

◎他に質疑や意見はなく『新城市財政健全化推進プラン』は原案のとおり承認。

(2) その他【新城市の事業執行に伴う支払先について】

新城市の事業執行に伴う支払先については、平成29年11月24日の第2回本部会議の中で本部長から指示されたものです。

財政健全化の取り組みを進めていく上で、縮減の方向に向かっていくわけですが、その中でも縮減が地域経済を悪化させてしまうようなことがあってはいけないということ、

- ① いかにして市民力を高められるか
- ② いかにして民間経済力の強化につなげるか
- ③ 行政がどのように奉仕・貢献できるか
- ④ 変わらずに住民福祉の増進を図っていけるのか

という4つのポイントを常に意識し、組織全体で共有して財政健全化に取り組んでいかなければならないということです。

今まで市の行う事業についての評価というのは、費用対効果や成果指標等で評価していましたが、それに加えて地域経済にどのように貢献するか、地域経済への貢献度も評価していくことが必要であると考えています。そこで、地域経済への貢献度を探る一つの手法として、平成28年度一般会計決算における新城市の支払先を

分類したものをここに取りまとめています。市外（外部）に流れて出ていったお金を市内に引き戻せるのか、それによって市民サービスの質の向上が図られるのかを検証していくことができるのではないかとということです。

【以下、資料にあるグラフに基づいて順次事務局から説明】

総括

《市長》

第1次財政健全化推進本部は、合併後の様々な調整事項が保留となった形態を受け継ぎながら、同時に新東名時代にふさわしい投資財源を確保するという目標を掲げて、経常収支比率の改善を大きなターゲットとして進めてきました。結果としてはそのターゲットが実現できたわけですが、一番大きな要因は人件費の削減効果が大きかったということです。今言えば合併効果とも言えますし、その他補助金等の見直しまで含めて行いました。

今回の第2次財政健全化につきましては、大きなリスク要因を3つ挙げながら、同時にこれからのチェック指標として経常収支比率、将来負担比率、基金の現在高という全体としてみればある種の債権債務、資産管理を視野に入れて本市の中長期的な財政運営のあり方について検討してもらったと思います。それぞれの部会やプロジェクトは、大変精力的に几帳面に取り組んでもらえたと思います。

今回のプランは今日をもって確定したいと思いますが、これを実行する上においては当然ながら組織機構のあり方、自治体のマネジメントのあり方全体に深く関わってくるプランであると思います。言い換えれば、その大きな転換なくして第2次財政健全化を成し遂げることができないといっても過言ではない。

また一方で、3ページから4ページに書かれている平成31年度から平成34年度の目標、これは第2次総合計画の第1期の周期の期間になりますが、これらを総計しますと約4億円の経済効果、財政効果をもたらすという試算であります。平成31年度から平成34年度にかけてでありますので、これはしっかりと取り組んでいきたいと思ひますし、また主要事業判定の中で、削減が可能な事業についても洗い出しを行っています。それらについても、必ず具体化して現実の数値を出していくという強い決意をもってやっていきたいということでもあります。

それは、当面の短期的な4・5年間の目標ですけれども、同時に自治体の運営のあり方の大きな転換期であるということ、先ごろ総務省の研究会が出された「2040構想」というのがありますが、これまでの国・都道府県・市町村の三層構造自体に手を付けることを含めた提言にもなっていますし、自治体のあり方としては大きな課題であります。人口減少、労働力不足、老朽化する公共施設の積み上げなどを視野に入れると避けることのできないテーマでもあります。同時に地域の住民の皆さんにとっては、生活暮らしや公共サービスの縮減ではなくて、より豊かな地域生活を保障する

ための大胆な取組として提示をできるかどうかにかかってくると思います。その点では、従来の組織のあり方とは大きく変えていく決意が必要ですし、それに伴う新たなマネジメントシステムが不可欠だと思います。これについては、財政健全化推進プランを今日で確定しますので、これをもう少し精査した上で次年度の組織機構のあり方、一挙に変えることはできないにしても、その問題意識を持った組織機構の改革にも進めていかなければならないと考えています。一般会計だけでなく、各企業会計、特別会計、また教育予算までも含めた総合的なプランを推進していきたいと思います。まずは、各部会で検討してもらった職員の皆さんを慰労しつつ、さらに問題意識を高く持って業務に邁進するように指示をしてください。

終了